

大規模修繕等の実施に伴う 料金の徴収期間の変更に係る認可について

広島高速道路公社では、将来にわたって広島高速道路の安全・安心で質の高い道路サービスを確実に提供するため、橋梁の大規模修繕等の取り組みを行っています。

この実施に必要な財源を確保するため、道路整備特別措置法第13条第1項の規定に基づき、料金の徴収期間を延長する手続きを進めていましたが、このたび令和8年2月10日に、国土交通大臣から料金の徴収期間を令和35年1月まで延長（現行の計画から約9年7か月延長）させていただき認可を受けましたので、お知らせします。

引き続き、お客さまに安全・安心で質の高いサービスを提供し続けることが出来るよう取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

令和8年2月13日

(参考)

広島高速道路の安全・安心に関する取り組み

公社HP (<https://www.h-exp.or.jp/torikumi/>)